

生活福祉資金貸付条件等一覧

資 金 の 種 類		貸 付 条 件					貸付対象世帯			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生保受給世帯
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。									
	生活支援費	○生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上:月 20 万円以内 単 身:月 15 万円以内	最終貸付日から 6 月以内	10 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則1名必要	○		
	住宅入居費	○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から 6 月以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%		○		
	一時生活再建費	○生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60 万円以内					○		
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金									
福祉費	○生業を営むために必要な経費	460 万円	貸付の日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から 6 月以内	措置期間経過後 20 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則1名必要	○	○		○
	○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円		8 年			○	○		
	○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円		7 年			○	○	○	○
	○福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円		8 年				○	○	
	○障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円		8 年				○		
	○中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円		10 年			○	○	○	○
	○負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1 年を超えないときは170 万円 1 年を超え1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは230 万円		5 年			○	○	○	
	○介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1 年を超えないときは170 万円 1 年を超え1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは230 万円		5 年			○	○	○	
	○災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150 万円		7 年			○			○
	○冠婚葬祭に必要な経費	50 万円		3 年			○	○	○	
	○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円		3 年			○	○	○	
	○離職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円		3 年			○	○	○	
	○その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円		3 年			○	○	○	○
	緊急小口資金	○次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき		10 万円以内			貸付の日から 2 月以内	12 月以内	無利子	不要
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金									
教育支援費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月 3.5 万円以内 (高専)月 6.0 万円以内 (短大)月 6.0 万円以内 (大学)月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	20 年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要	○			○
就学支度費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内					○			○
不動産担保型生活資金										
不動産担保型生活資金	○低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度 月 30 万円以内	契約の終了後 3 月以内	措置期間 終了時	年3%、 又はプライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人から選任	○			
	○要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度(集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の 1.5 倍以内)				不要				○